

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等
の状況の公表に関する条例

平成19年3月30日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年11月末日までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他広域連合長が必要と認める事項

(報告事項の公表)

第4条 広域連合長は、第2条の規定による報告を受けたときは、その報告を取りまとめ、概要を公表しなければならない。

2 広域連合長は、地方公務員法第58条の2第2項の規定により次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならない。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

3 前2項の規定による公表は、毎年12月末までに、広域連合長が適当と認める方法により行うものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第6号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月28日条例第1号） 抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。